障害者相談支援センターだより

みんなで防ごう！ 障害者虐待

平成 24 年 10 月 1 日に「障害者虐待防止法」が施行されました。虐待は障害者の権利や尊厳を脅かし、自立や社会参加を妨げるものです。虐待を防止し、障害者が安心して地域社会で暮らしていくためには、私達一人ひとりに「障害者虐待」への正しい理解と行動が求められています。

「障害者虐待」はこんな所で起きています

家庭
養護者（世話をしている家族や親族、同居人等）による虐待

施設等
障害福祉施設や障害福祉サービス事業等の従事者による虐待

職場
使用者（雇用主）や職員による虐待

こんなことは「障害者虐待」です

本人に「虐待を受けている」という認識がなく被害を訴えられなかったり、虐待をしている人に「虐待をしている」という認識がない場合もあります。次のような「虐待のサイン」を見逃さないようにしましょう。

身体的虐待
- ●殴る　●ける　●つねる
- ●部屋に閉じ込める
- ●縛りつける
- ●無理に食べ物を口に入れる

≪虐待のサイン≫
- ◇体に傷やあざが頻繁にみられる
- ◇急に怯えたり怖がる
- ◇施設に行きたがらない

性的虐待
- ●性的行為を強要する
- ●裸にする
- ●わいせつな言葉を言う
- ●わいせつな映像をみせる

≪虐待のサイン≫
- ◇人目をさけ一人でいたがる
- ◇周囲の人の体をさわる
- ◇卑猥な言葉を発する

心理的虐待
- ●怒鳴る　●ののしる
- ●仲間にいれない
- ●意図的に無視する
- ●子ども扱いする

≪虐待のサイン≫
- ◇怯える、叫ぶ等パニックになる
- ◇攻撃的な態度をとる
- ◇無気力、なげやりになる

放置・放任
- ●食事を与えない
- ●入浴、着替え等させない
- ●必要な医療やサービスを受けさせない

≪虐待のサイン≫
- ◇体から異臭、髪、爪の汚れ
- ◇いつも汚れた服を着ている
- ◇ひどく空腹を訴え、栄養失調がみられる

経済的虐待
- ●年金や賃金を渡さない
- ●勝手に財産や貯金を使う
- ●日常生活に必要なお金を渡さない

≪虐待のサイン≫
- ◇お金を使う様子がない
- ◇年金や賃金がどう管理されているか知らない
- ◇お金がないと訴える

「虐待かな？」と思ったら…

虐待を発見した人には、通報する**義務**があります。（通報者の秘密は守られます）虐待かどうかの判断は、必要ありません。早期発見・早期対応のために、「もしかして？」と感じた時点で通報することが大切です。あなたの一報が虐待をなくすことにつながります。ご協力をお願いします。

通報・相談窓口

◎一宮市障害者虐待防止センター
（一宮市障害者基幹相談支援センター）
TEL ２６－２２３０　（月～金　午前9:00～午後5:00）
０９０(１４７０)５６６３　（専用電話　平日夜間・土日祝）
Fax ２６－２２３１
◎一宮市福祉こども部　福祉課　TEL ２８－９１３４